

令和4年度 南島の入島禁止期間について（お知らせ）

東京都小笠原支庁世界自然遺産担当課長
小笠原村産業観光課長

日頃より南島の環境保全に御理解・御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。
さて、今年度の入島禁止期間及び禁止期間中の特例利用について、下記のとおりとさせていただきます。皆様方の御理解と御協力をお願いいたします。

記

1 入島禁止期間

令和4年11月5日（土）から令和5年2月5日（日）まで
※ただし、年末年始及び1月の入港中については試行的に利用を可能とする。

【入島可能期間】

令和4年12月24日（土）から令和5年 1月 3日（火）まで
令和5年 1月 7日（土）から令和5年 1月10日（火）まで
令和5年 1月13日（金）から令和5年 1月16日（月）まで
令和5年 1月19日（木）から令和5年 1月22日（日）まで
令和5年 1月25日（水）から令和5年 1月28日（土）まで
令和5年 1月31日（火）から令和5年 2月 3日（金）まで

2 入島禁止期間中の特例利用（扇池からの入島）

扇池から上陸し、陰陽池までの砂浜に限り利用を可能とします。
※利用範囲は別紙のとおり

3 その他留意事項

令和2年度から入島禁止期間を試行的に変更しています。
利用経路沿いのシバの冬季の回復状況モニタリングにより悪影響が確認された場合は、従来の入島禁止期間に戻します。
事業者の皆様におかれましては、所属ガイド及び利用客に対して、経路の逸脱防止及び歩行時の飛び石の利用について、今一度御指導をお願いいたします。

【担当窓口】

小笠原支庁土木課自然環境担当

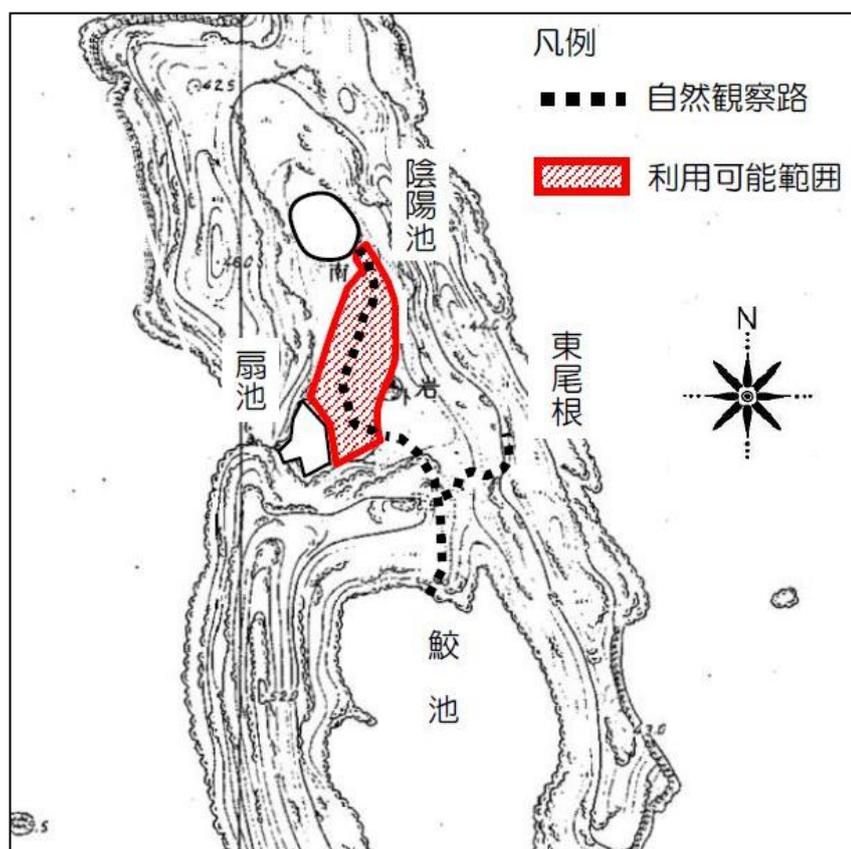
田中・塩沢・大塚（04998-2-2167）

小笠原村産業観光課

小野寺（04998-2-3114）

南島の入島禁止期間中の特例利用について

扇池から上陸し、陰陽池までの砂浜に限り利用可とします。(下図のとおり)



※鮫池から扇池入口及び東尾根山頂までの自然観察路については従来通り利用はできません。
※村民以外の上陸にあたっては、通常時と同様に東京都自然ガイドの同伴が必要です。
また、村民利用の場合は、村役場への届出が必要です。